

# 岐阜県公報

## 目 次

### 規 則

岐阜県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

(農業経営課) 四九九<sup>ページ</sup>

### 監査委員告示

定期監査の結果

(監査委員) 五一

### 公 示

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 五三

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 五四

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 五四

岐阜都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 五五

土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜農林事務所) 五五

## 規 則

岐阜県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十八号

岐阜県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

岐阜県農業共済組合等検査規則(平成十二年岐阜県規則第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「実態を」を「状況を的確に」に、「個別監督」を「個別の指導監督」に、「事業運営の適正化に資する」を「正常な事業運営を促進する」に改める。

第三条中「過年度」を「検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の前日」に改める。

第八条第二項中「の意見を表明するに足る合理的な根拠」を「を判断するに足る基礎」に改め、同条第四項中「別記様式の」を削り、「検査命令書」の下に、「(別記第一号様式)」を加え、「農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号)第四十六条に規定する」を削り、「身分証明書」の下に、「(別記第二号様式)」を加える。

第九条(見出しを含む)中「呈示」を「提示」に改める。

第十四条第一項中「、直ちに改善に着手できるよう」を削る。

第十五条の見出し中「、検査書の交付及び報告書の徴求」を「等」に改め、同条第一項中「終了したときは、」の下に「速やかに」を加え、同条第二項中「法令に違反している事項又は」を「合法性、合目的性及び合理性の観点から」に、「若しくは」を「又

は「に改め、「交付する」の下に「とともに、当該検査書に記載された事項に関する意見及び今後実施しようとする措置を記載した回答書の提出を求める」を加える。別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第8条関係）

第 号

検 査 命 令 書

所 属 氏 名

検査責任者  
検 査 員

農業災害補償法第142条の2（第142条の3、第142条の4）の規定に基づき、  
年 月 日まで農業共済組合（市町村）の検査の職務に従事することを命ずる。

年 月 日  
岐阜県知事 氏 名 印

別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式（第8条関係）

（表）

身 分 証 明 書	第 号
岐阜県職員 氏名	写 真 貼付欄
年 月 日 生	
上記の者は、農業災害補償法第142条の2から第142条の4までの規定による検査の職務に従事する者であることを証明する。	
年 月 日	有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
岐阜県知事	印

（裏）

注 意 事 項

- 1 本証は、農業共済組合等の検査に際し必ず携帯すること。
- 2 本証は、他人に貸与してはならない。
- 3 本証を紛失したときは、直ちに知事に届け出ること。
- 4 本証は、その職を退いたときは、直ちに返納すること。

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第八条第四項の規定により交付されている身分証明書は、改正後の第八条第四項の規定により交付された身分証明書とみなす。

監 査 委 員 名 簿

岐阜県監査委員名簿第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第四項の規定により平成二十三年九月一日から同年九月三十日まで執行した定期監査の結果は、次のとおりである。

平成二十三年十一月十一日

岐阜県監査委員	村 下 貴 夫
岐阜県監査委員	大 野 泰 正
岐阜県監査委員	鷄 飼 誠
岐阜県監査委員	神 戸 正 雄
岐阜県監査委員	石 井 直 子

第 1 監 査 実 施 機 関 数

	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	本課検討	
知 事 直 轄	-	-	-	-	-	-
総 務 部	1	0	0	0	0	0
総 合 企 画 部	3	0	0	0	0	0

環境生活部	1	0	1	1	0	1	0
健康福祉部	1	0	1	1	0	1	0
商工労働部	1	0	1	3	0	3	0
農政部	1	0	0	0	0	0	0
林政部	1	0	0	0	0	0	0
県土整備部	1	0	0	0	0	0	0
都市建設部	1	0	0	0	0	0	0
さぶ清流国体推進局	5	0	1	1	0	1	0
振興局	-	-	-	-	-	-	-
教育委員会	4	0	0	0	0	0	0
警察本部	-	-	-	-	-	-	-
その他	2	0	0	0	0	0	0
合計	22	0	4	6	0	6	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認めた事項
  - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
  - ・ 本課検討事項 現地機関を所管する課に対して、検討を求める事項
- 「-」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、4機関において、6件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善を求めた。

1 総務部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
財政課	平成23年9月6日	なし	なし

2 総合企画部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
総合政策課	平成23年9月5日	なし	なし
観光・ブランド振興課	平成23年9月1日	なし	なし
地域振興課	平成23年9月1日	なし	なし

3 環境生活部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
環境生活政策課	平成23年9月2日	なし	1件

4 健康福祉部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
健康福祉政策課	平成23年9月2日	なし	1件

5 商工労働部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
商工政策課	平成23年9月1日	なし	3件

6 農政部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
農政課	平成23年9月2日	なし	なし

7 林政部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
林政課	平成23年9月5日	なし	なし

8 県土整備部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
建設政策課	平成23年9月5日	なし	なし

9 都市建設部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
都市政策課	平成23年9月5日	なし	なし

10 ぎふ清流国体推進局

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
総務企画課	平成23年9月1日	なし	1件
施設調整課	平成23年9月1日	なし	なし
競技式典課	平成23年9月1日	なし	なし
競技力向上対策課	平成23年9月1日	なし	なし
ぎふ清流大会推進課	平成23年9月1日	なし	なし

11 教育委員会

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
教育総務課	平成23年9月2日	なし	なし
池田高等学校	平成23年9月7日	なし	なし
岐阜希望が丘特別支援学校	平成23年9月26日	なし	なし
可茂特別支援学校	平成23年9月5日	なし	なし

12 その他

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
出納事務局	平成23年9月6日	なし	なし
監査委員事務局	平成23年9月26日	なし	なし

公 示

指定自立支援医療機関の指定  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの  
 （病院又は診療所）

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年 月 日 定
医療法人社団 清仁会川出医院	岐阜市今町二丁目三六番地	内科	精神通院	平成三三・一一・一
アカシクリニツク	可児郡御高町上恵十一二八五の一	脳神経外科	精神通院	平成三三・一一・一

（薬問）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日 定

トイカイ薬局各務原西  
 各務原市那加西市市場町四丁目一  
 精神通院  
 平成  
 三二一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
ひまわり薬局神田町店	岐阜市神田町七の一	精神通院	平成 三二〇三

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年十一月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十三年十一月一日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中京株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン養老ショッピングセンター  
 養老郡養老町宇田字郷勺五六一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ジャスコ株式会社 代表取締役 岡田 元也 外六者

（変更後）イオンビッグ株式会社 代表取締役社長 鈴木 新樹 外三者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年十一月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十三年十一月一日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中京株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン養老ショッピングセンター  
 養老郡養老町宇田字郷勺五六一 外

四 変更しようとする事項  
廃棄物保管庫の位置

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画地区計画 宝江地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び瑞穂市都市整備部都市開発課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住 所
午北土地改良区	平成三十九年四月	理事	小川 貞夫	羽島市上中町午北一五〇番地
同	同	同	岩田 要藏	六三三番地
同	同	同	岩田 昭	六一五番地
同	同	同	河路 勇人	二二番地

就任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住 所
午北土地改良区	平成三十九年五月	理事	小川 貞夫	羽島市上中町午北一五〇番地
同	同	同	岩田 要藏	六三三番地
同	同	同	岩田 昭	六一五番地
同	同	同	河路 勇人	二二番地
同	同	同	岩田 至隆	六一一番地

同	同	同	岩田 至隆	六一一番地
同	同	同	岩田 照久	二九五番地
同	同	同	河路 義隆	一一番地
同	同	同	田之内 清光	三四番地
同	同	同	中島 宏	三〇八番地
同	同	同	中島 義照	羽島市桑原町東方二六六番地
同	同	同	澤田 貴信	羽島市上中町午北五〇五番地
同	同	同	浅井 樹	羽島市下中町市之枝二丁目五三番地
同	同	同	小川 実	羽島市上中町午北七六番地
同	同	同	林 政春	四八八番地
同	同	同	水谷 眞裕	五四九番地
同	同	同	笹野 俊一	羽島市堀津町一一番地
同	同	同	笹野 仁志	一一〇番地
同	同	同	中島 伸	羽島市上中町午北二九一番地
同	同	同	佐藤 庄一	桑原町東方三四一番地
同	同	同	鈴木 忍	下中町市之枝二丁目一七二番地

